

国立大学法人 高知大学

心の健康づくり計画

1 心の健康づくり活動方針

(1) 位置づけ

心の健康づくり計画は、「国立大学法人高知大学職員労働安全衛生管理規則」に基づき、厚生労働省「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に沿って本学職員の心の健康の保持増進活動に取り組むための具体的事項を定めたものである。

(2) 心の健康づくりの目標

職員の心の健康は、職員とその家族の幸福な生活のために、また、元気で活気ある職場づくりおよび活力ある大学運営のために重要な課題である。

本学では、職員全員が心の健康問題について理解し、心の健康づくりにおける各々の役割を果たすことにより、早期発見・早期対応ができること、また、メンタルヘルス不調への対応だけでなく、明るく働きやすい職場づくりを目指し、職場でのコミュニケーションの活性化などを含めた広い意味での心の健康づくりに取り組むこととする。

(3) 推進体制

「職員」、「所属長」、「産業保健スタッフ（産業医及び衛生管理者（保健師）等）」、「人事担当者」、「安全衛生委員会」がそれぞれの役割を果たす。

2 心の健康づくりの推進体制

「職員」、「所属長」、「産業保健スタッフ（産業医および衛生管理者（保健師）等）」、「人事担当者」の役割を以下のとおりとし、各人が役割を果たすとともに、適切に連携を図りながら、4つのメンタルヘルスケアを組織的かつ継続的に実施する。

(1) セルフケア【職員】

職員は、ストレスや心の健康について理解するとともに、自身のストレスに対処し、必要に応じてメンタルヘルス相談を利用する。

(2) 所属長によるケア【所属長】

所属長は、職場の管理者として、職場環境の改善を通じたストレスの軽減、所属職員からの相談への対応を行う。また、所属長も必要に応じてメンタルヘルス相談を利用する。

(3) 高知大学のスタッフによるケア

①【産業保健スタッフ】

産業医および衛生管理者（保健師）等の産業保健スタッフと保健管理センターは連携し、所属長を含む職員の活動を支援し、職員の心の健康の保持増進と心の健康問題の発生予防のために専門的な立場から関わる。

②【人事担当者】

人事担当者は、職員、所属長からの相談があれば、その対応を行い、所属長だけでは対応が困難な問題への対応（職場配置、人事異動等）、労働時間等の改善および適正配置を行う。

(4) 高知大学外の機関・専門機関によるケア

心の健康づくり活動においては、必要に応じて医療機関等の専門的なサービスを提供する機関、産業保健推進センター等を利用し活動を推進する。

3 心の健康づくりのための実施事項

心の健康づくりを推進するために、以下の対策を重点事項として実施する。

(1) メンタルヘルス相談体制の充実

職員が気軽に相談できるように所属長、産業医、産業保健スタッフが協力のもと担当する。また、相談体制においては、産業保健スタッフが相談窓口となり、保健管理センター（医学部分室を含む）と連携する。

① 所属長による対応

職員は、心の健康問題や不調を感じた場合には、所属長に相談することができる。

所属長は、職員の相談に対応し、必要に応じて産業保健スタッフ、保健管理センターの医師等に相談するように勧める。なお、相談対応に当たっては、プライバシーに配慮し、個人から得られた情報については、原則、本人の了承を得た上で他者に伝えるものとする。

② 産業保健スタッフによる対応

職員は、心の健康問題や不調を感じた場合には、相談窓口を利用し、産業保健スタッフ、保健管理センターの医師等に相談することができる。また、所属長も職員の心の健康問題について相談窓口を利用し、産業保健スタッフ、保健管理センターの医師等に相談することができる。

産業保健スタッフは、医学的な対応の必要性を判断し、専門機関（専門医）への紹介などの情報提供を行う。また、法令および学内規則に基づく守秘義務に従い、相談者のプライバシーに配慮しながら対応するものとする。

(2) 職場環境等の把握と改善

所属長、産業保健スタッフ、人事担当者は、職場におけるストレス要因の軽減・除去と職場環境等の向上に継続的に取り組む。

(3) 職員および職場のストレス評価

職員は、自身によるストレスへの気づきを促すため、産業保健スタッフが提供するストレスチェック等を利用し、心の健康状態のセルフチェックを行う。また、結果に応じて、産業保健スタッフによる保健指導を受けることができる。

(4) 心の健康づくりに関する教育研修・情報提供

職員、所属長、産業保健スタッフがそれぞれの役割を理解し、状況に応じて適切な活動を推進できるように教育研修および情報提供を図るものとする。

(5) 心の健康問題による病気休暇・病気休職者への支援

病気休暇・病気休職で療養中の職員が、職場復帰への不安を軽減し、円滑に職場復帰を行うことができるように所属長、産業保健スタッフ、人事担当者は連携を図りながら、支援を行うものとする。

職場復帰支援のためのプログラムである「国立大学法人高知大学職員復帰支援要領」は別に定める。また、必要に応じて、高知障害者職業センター等の外部機関を利用し、職場復帰のための支援（リワーク支援）を行う。

4 プライバシーの配慮と安全配慮義務

職員が安心して活動に取り組めるよう、診断書・相談内容等の健康情報については、関連する法令および学内規則を遵守しながら、産業保健スタッフが厳重に管理し、秘密保持には十分配慮する。特に、心の健康に関する情報は「個人情報の中でも特に配慮すべき情報」であり、取り扱いは留意する。

大学に「安全配慮義務」が生じる場合は、原則として、事前に本人の了承が得られれば、必要最低限の情報を開示する場合がある。ただし、生命に危険が及ぶような緊急性の事態が生じた場合はこの限りではない。

5 心の健康づくりのための目標及び評価

心の健康づくりを推進するための年次目標および実施計画については、各事業場における職員安全衛生計画により別に定め、その目標の達成状況について評価及び見直しを行うこととする。

平成 24 年 3 月 15 日策定

高知大学全学安全衛生委員会